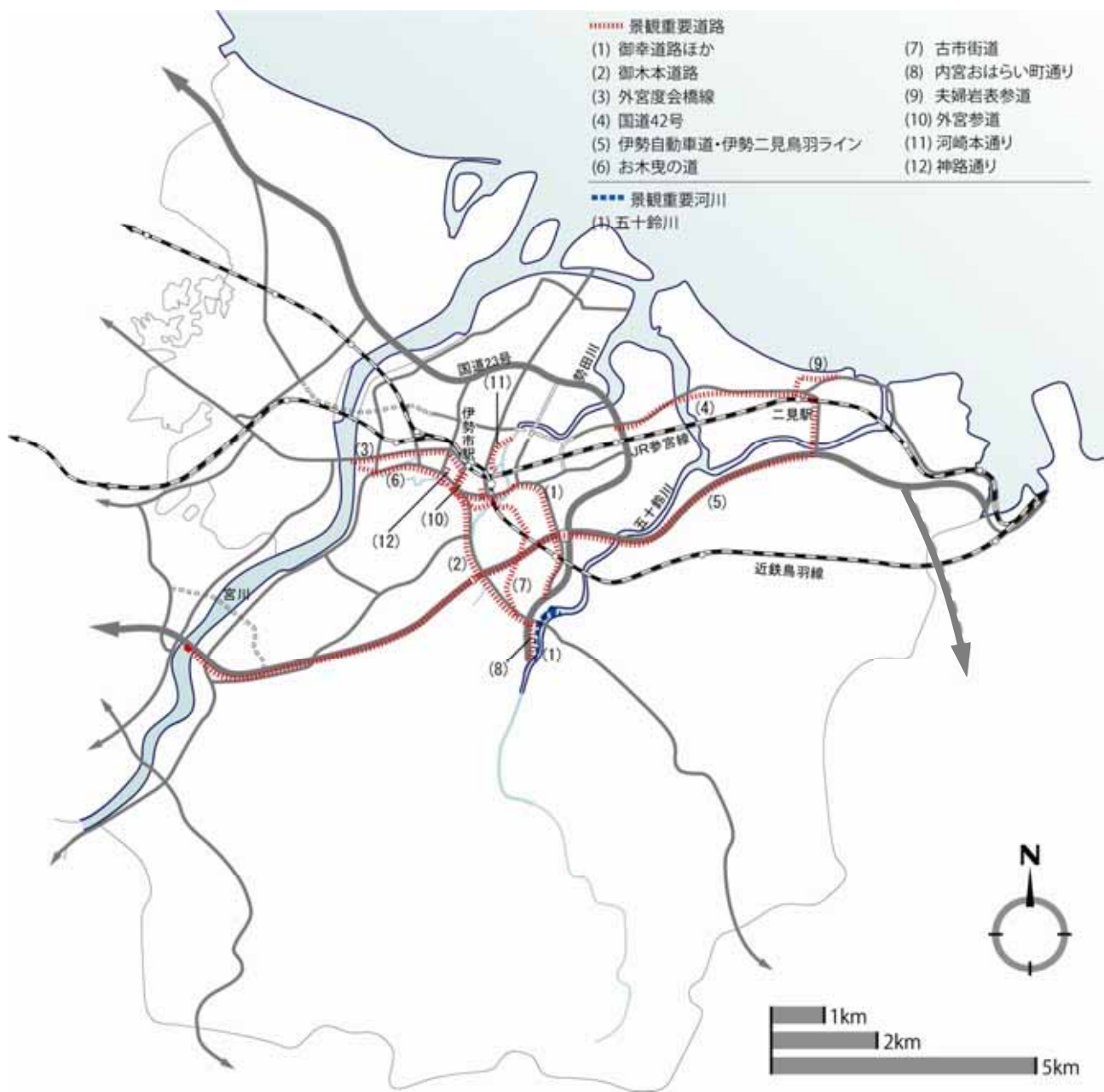


第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項等(景観法第8条第2項第4号口、八)

景観を構成する要素の中でも、道路や河川などの公共施設は、都市のイメージをつくる上で大きな役割を果たしています。特に景観上重要な公共施設について、良好な景観の形成を図るために、次の公共施設を景観重要公共施設に位置づけ、その整備に関する事項を定めます。



景観重要公共施設位置図

1 景観重要道路

(1) 御幸道路ほか

路線名

路線名	区 間
県道鳥羽松阪線	J R 伊勢市駅前～楠部町交差点
市道岡本吹上線	宇治山田駅前～岩淵町交差点
県道伊勢南勢線	楠部町交差点～中村町交差点

整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

外宮・内宮をつなぐ御幸道路は、歩道の舗装はレンガ調のデザインを基本としており、街路樹は桜、楓、楠などが交互に植えられ、四季折々の景観が楽しめるなど、外宮・内宮へのアクセス道路として良好な景観が形成されています。特に、徴古館周辺は沿道の緑に包まれ、魅力ある空間となっています。また、伊勢市駅から外宮までの区間は、無電柱化が完了しており、中央分離帯や歩道では緑豊かな街路樹や低木植栽が伊勢市駅から開ける外宮の緑への眺望景観と調和し、本市のシンボル道路として良好な景観を形成しています。

今後の整備においては、外宮・内宮へのアクセス道路として、現状の良好な景観を損なわないよう次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

歩道の舗装は、レンガ又はそれに類する色彩を基調としたブロック系の舗装とするなど現在の歩道との連続性に配慮した形態意匠とする。

街路樹や低木植栽は、桜、楓、楠など四季を演出する樹種の選定に配慮する。

道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。

歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

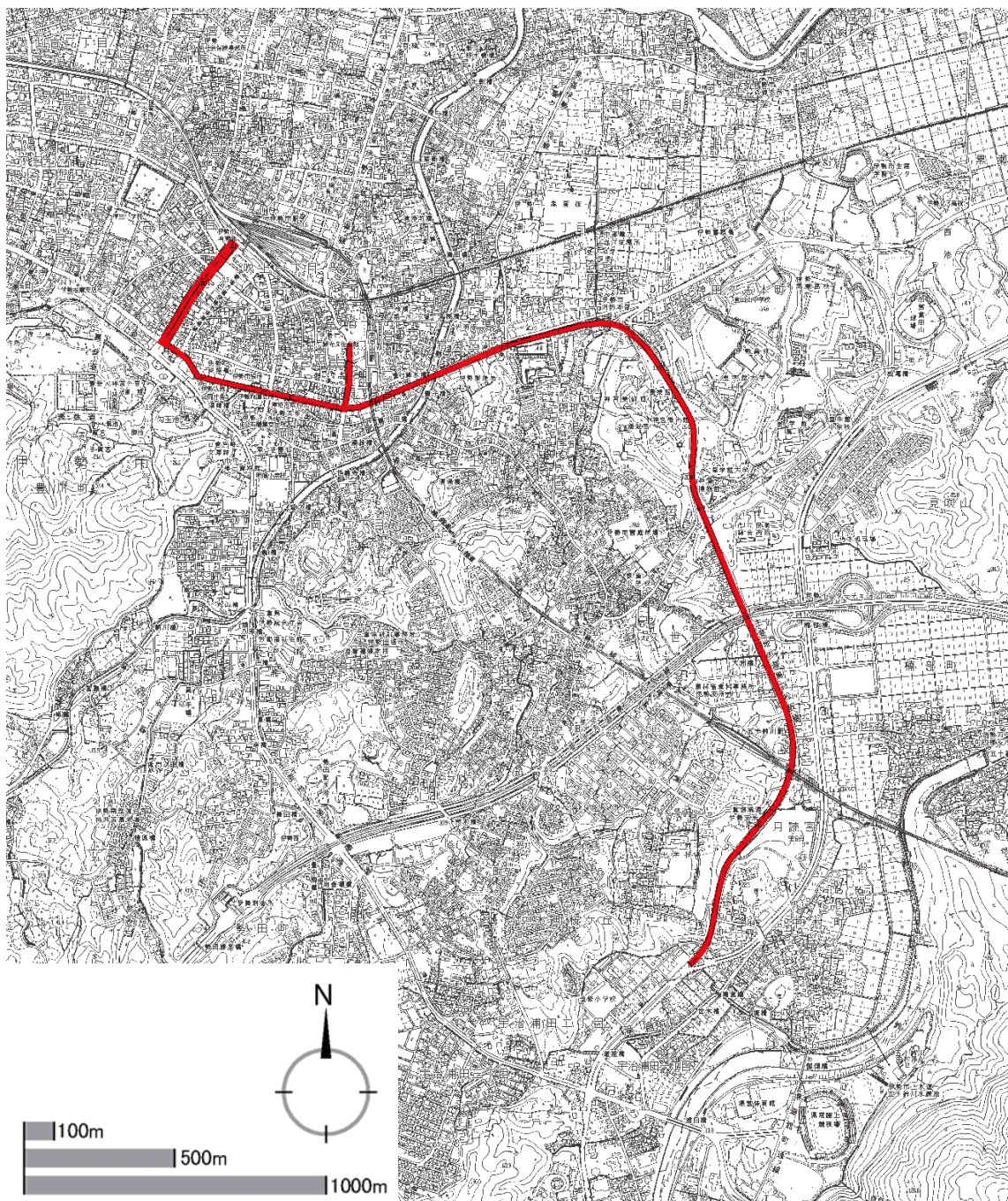
占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度			
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



御幸道路ほか

(2) 御木本道路

路線名

路線名	区 間
県道伊勢磯部線	外宮前～浦田橋

整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号口)

御木本道路は、市街地の主要な幹線道路であるとともに、外宮・内宮を連絡し、両宮の中央に位置する伊勢西インターチェンジから外宮・内宮にアクセスする道路です。

特に、外宮から伊勢西インターチェンジへ向かう区間は、鼓ヶ岳への眺望が、また、桜木町周辺沿道は、蓮台寺柿畑の秋に色づく景観が楽しめるなど、地域固有の景観を形成しています。

今後の整備においては、外宮・内宮へのアクセス道路として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

歩道の舗装は、色彩を統一するなど周辺景観との調和に配慮した形態意匠とする。街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図る。

道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。

歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度			
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



御木本道路

(3) 外宮度会橋線

路線名

路線名	区 間
県道鳥羽松阪線	度会橋～JR伊勢市駅前

整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号口)

外宮度会橋線は、県道鳥羽松阪線の一部で、本市と松阪市を結ぶ広域幹線道路です。

中央分離帯や歩道の緑豊かな街路樹や低木植栽が、潤いのある良好な景観を形成しています。

また、JR伊勢市駅から浦口交差点の区間においては無電柱化が計画され、一部事業が進行中です。

今後の整備においては、市街地の主要な幹線道路として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

歩道の舗装は、色彩を統一するなど周辺景観との調和に配慮した形態意匠とする。街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図る。

道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。

歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号八(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りでない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度			
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



外宮度会橋線

(4) 国道 42 号

路線名

路線名	区 間
国道 42 号	通町交差点～二見ジャンクション

整備に関する方針(景観法第 8 条第 2 項第 4 号口)

国道 42 号は、国道 23 号から二見浦や鳥羽方面へ至る広域幹線道路であり、かつ、観光交流拠点のひとつである二見浦へのアクセス道路となっています。

中央分離帯や歩道の緑豊かな街路樹や低木植栽が、潤いのある良好な景観を形成しています。

今後の整備においては、二見浦へのアクセス道路として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

歩道の舗装は、色彩を統一するなど周辺景観との調和に配慮した形態意匠とする。街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図る。

道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

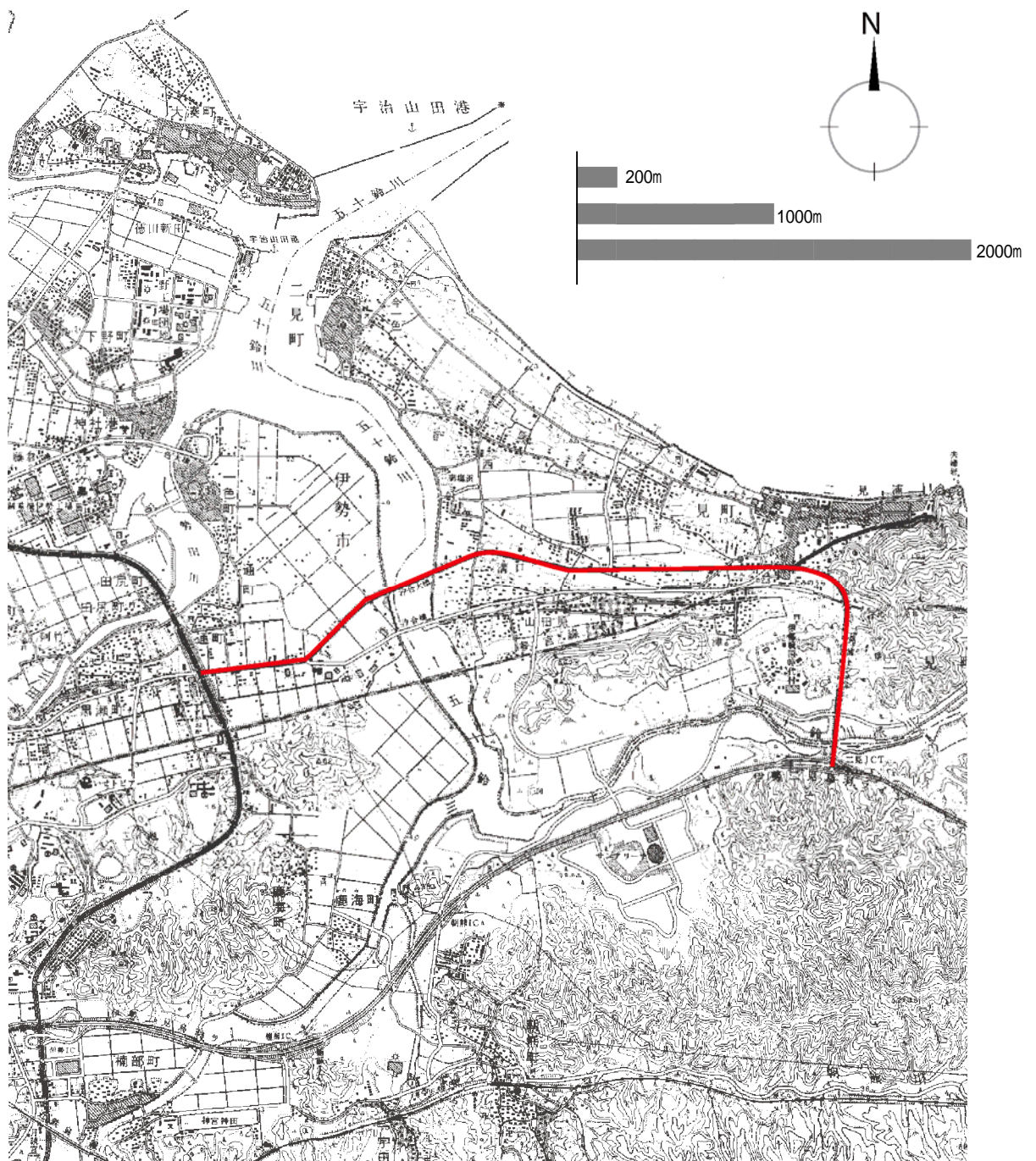
占用許可の基準(道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準)

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号八(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度			
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



国道 42 号

(5) 伊勢自動車道・伊勢二見鳥羽ライン

路線名

路線名	区 間
近畿自動車道関伊勢線	宮川橋～伊勢インターチェンジ
県道鳥羽松阪線 (伊勢二見鳥羽ライン)	伊勢インターチェンジ～二見ジャンクション

整備に関する方針(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)

伊勢自動車道は、名古屋、大阪方面から市内に至る自動車専用道路であり、伊勢二見鳥羽ラインは、伊勢自動車道伊勢インターチェンジから二見浦に至る自動車専用道路に準じた道路です。また、本市の重要な観光交流拠点へのアクセス道路となっています。

中央分離帯の緑豊かな街路樹や低木植栽が、潤いのある良好な景観を形成しています。

今後の整備においては、本市への自動車交通でのアクセス道路として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

のり面の緑化保全に配慮する。

道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。

ただし、高速自動車道の連続性の観点から高速自動車道の防護柵において一般的に使用されている亜鉛めっき(N7 金属光沢有)のもの、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

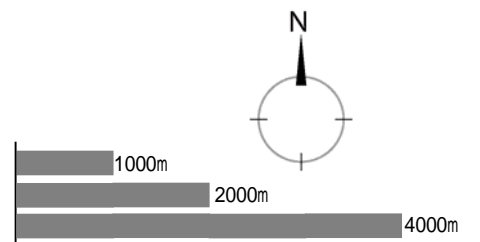
占用許可の基準(道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準)

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度			
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



伊勢自動車道・伊勢二見鳥羽ライン

(6) お木曳の道

路線名

路線名	区 間
市道中島2丁目6号線	どんでん場～中島2丁目地内(1024番地先)
市道浦口中島線	中島2丁目地内(1024番地先)～辻久留交差点
県道伊勢南島線	辻久留交差点～一志町地内(31番地先)
市道本町2号線	一志町地内(31番地先)～外宮北御門

整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

お木曳の道は、かつての参宮街道(伊勢街道)であり、遷宮行事の一つであるお木曳行事やお白石持行事が行われる道です。沿道には切妻・妻入りのまちなみや道標、街道の合流地点であった筋向橋の欄干など、街道としての歴史を彷彿させる歴史資源が点在しています。

今後の整備においては、お木曳の道としてまた、歴史を伝える街道として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

歩道の舗装は、色彩を統一するなど周辺景観との調和に配慮した形態意匠とする。道路附属施設の色彩については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

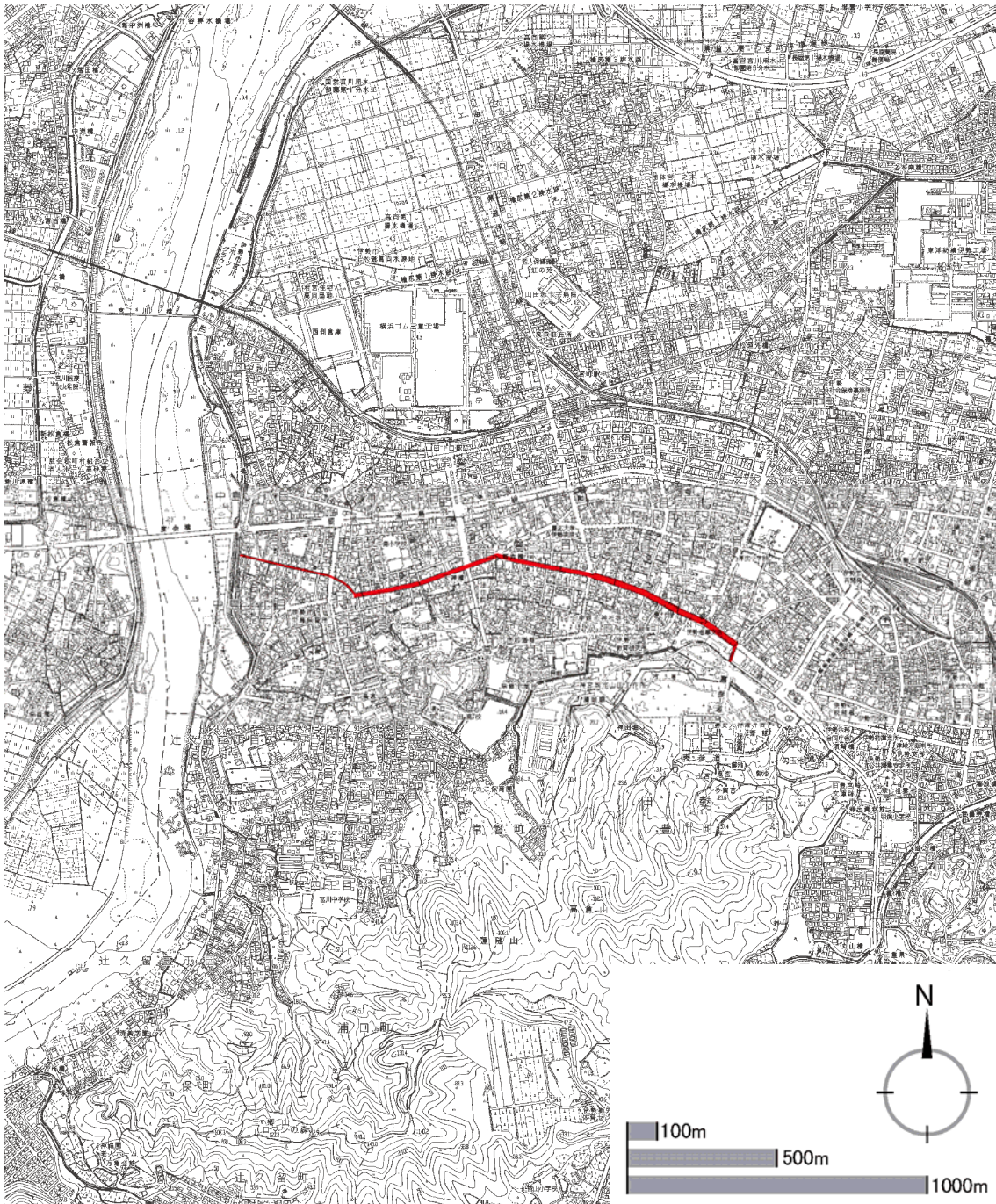
(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度			
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)

架空電線を道路横断させる場合には、お木曳車の通行に支障が無いよう配慮する。



お木曳の道

(7) 古市街道

路線名

路線名	区 間
市道外宮内宮線	岡本1丁目地内(160-16番地先)～宇治浦田西交差点

整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号口)

古市街道は、外宮と内宮を結ぶ伊勢街道です。丘陵の尾根を通る道の曲がり具合や道幅が、旧街道であったことを伝えています。

現在はバスが通る路線となっていますが、沿道には切妻・妻入りの伊勢特有のまちなみが見られます。

今後の整備においては、歴史を伝える街道として、次の事項に留意して、良好な景観の形成を図ることとします。

歩道の舗装は、色彩を統一するなど周辺景観との調和に配慮した形態意匠とする。道路附属施設の色相については、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

(景観法第8条第2項第4号八(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の外観の色相は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺景観との調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度			
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



古市街道

(8) 内宮おはらい町通り

路線名

路線名	区 間
市道滝倉川線	宇治浦田東交差点 ～ 宇治浦田 1 丁目地内 (121 番地先)
市道宇治浦田 1 丁目 3 号線	宇治浦田 1 丁目地内 (127-4 番地先) ～ 宇治浦田 1 丁目地内 (127-1 番地先)
市道宇治新橋線	県道伊勢磯部線交差点～ 赤福本店前交差点
県道館町通線	赤福本店前交差点～ 宇治橋前

整備に関する方針(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)

内宮おはらい町通りは、内宮の鳥居前町として発展してきた通りです。失われつつあった伊勢特有の切妻・妻入りのまちなみを保全・再生するため、地域住民が中心となりまちなみ保全に取り組んできました。

また、これに合わせ、無電柱化や石畳舗装等による道路の美装化が完了しています。

今後の整備においては、地域の主体的な取組を踏まえ、現状の良好な景観を損なわないよう次の事項に留意して、歴史的なまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ることとします。

道路の舗装は、石畳とするなどまちなみとの調和に配慮した形態意匠とする。

道路附属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10Y R2.0 / 1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

占用許可の基準(道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準)

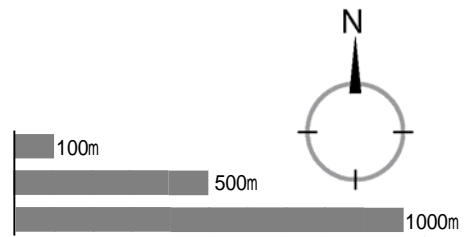
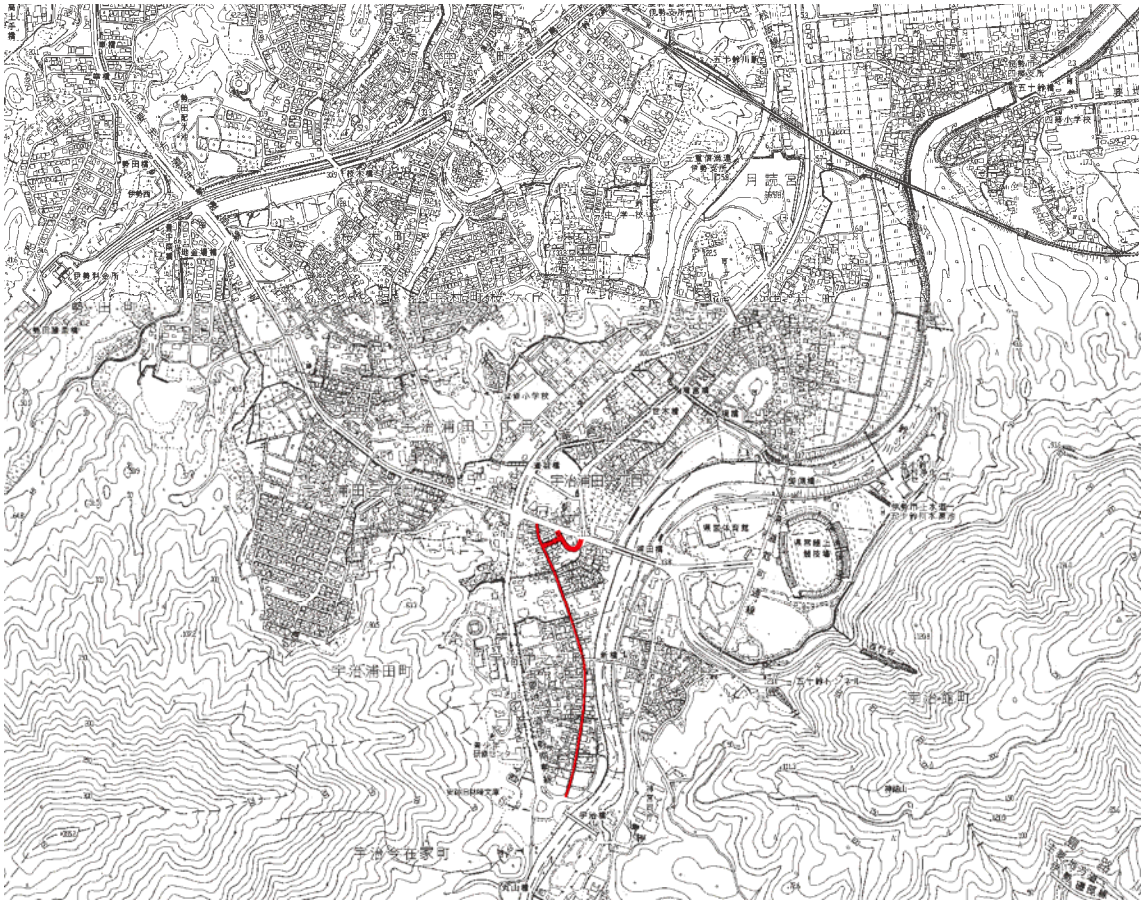
(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の設置は、沿道の建築物の利用方法と整合を図り、通りの見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみとの調和に配慮した場合には、この限りではない。

工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R ～ 5Y	R、5.1Y ～ 10Y	その他
明度			
彩度	6 以下	4 以下	2 以下(無彩色を含む)



おはらい町通り

(9) 夫婦岩表参道

路線名

路線名	区 間
市道茶屋 1 号線	国道 42 号交差点 ~ 興玉神社鳥居前

整備に関する方針(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)

夫婦岩表参道は、二見興玉神社の参道として発展してきた通りで、木造旅館や土産物屋が建ち並んでいます。現存するまちなみを積極的に保全し、後世に伝え残していくために、地域の主体的な取組のもとで景観形成に取り組んでおり、道路の美装化も完了しています。

今後の整備においては、地域の主体的な取組を踏まえ、次の事項に留意して、歴史的なまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ることとします。

道路の舗装は、石畳とするなどまちなみとの調和に配慮した形態意匠とする。

道路附属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

占用許可の基準(道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準)

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ハ(1))

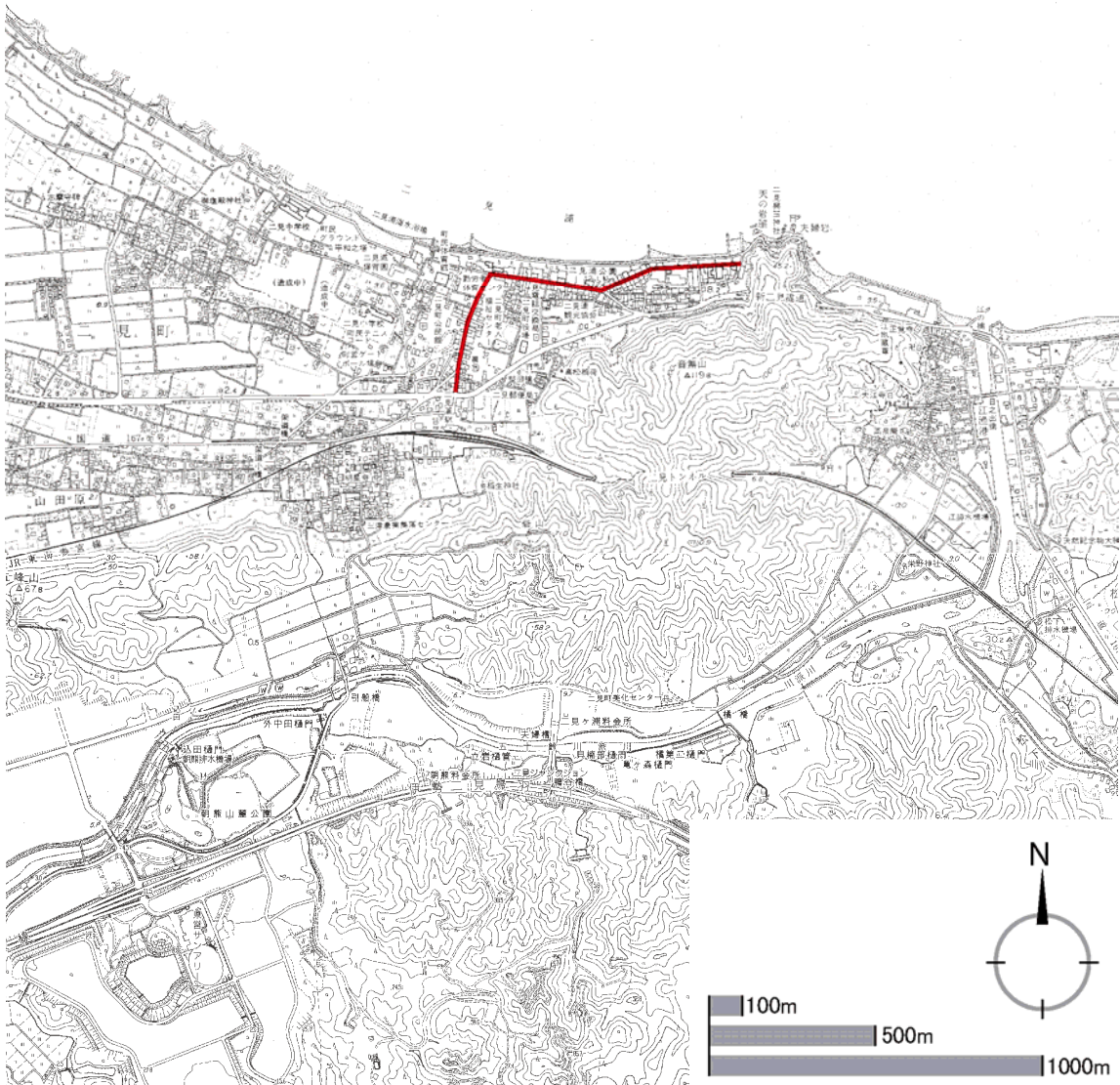
道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の設置は、沿道の建築物の利用方法と整合を図り、通りの見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみとの調和に配慮した場合には、この限りではない。

工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R ~ 5Y	R、5.1Y ~ 10Y	その他
明度			
彩度	6 以下	4 以下	2 以下(無彩色を含む)

電線類を整備する場合には、歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように配慮する。



夫婦岩表参道

(10) 外宮参道

路線名

路線名	区 間
市道外宮参道線	J R 伊勢市駅前～外宮前

整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号口)

外宮参道は、伊勢市駅から外宮を結ぶ通りで、かつては路面電車が走り、木造旅館が建ち並んでいました。現在は、外宮への参道の雰囲気を感じられる通りとして、無電柱化や石畳舗装等による道路の美装化が完了しています。

近年、地域の主体的な取組により、行灯が連続的に設置されており、伊勢楽市や灯りイベントなどが行われるなど、外宮への参道としての雰囲気づくりが進んでいます。

今後の整備においては、地域の主体的な取組を踏まえ、次の事項に留意して、地域の歴史と文化を背景に賑わいともてなしを感じさせる景観の形成を図ることとします。

道路の舗装は、石畳とするなどまちなみとの調和に配慮した形態意匠とする。

道路附属施設の色相については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

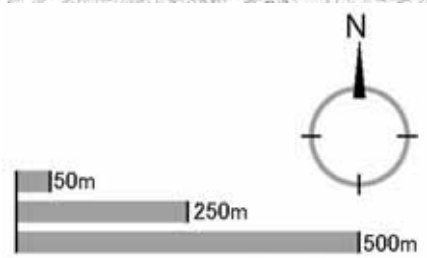
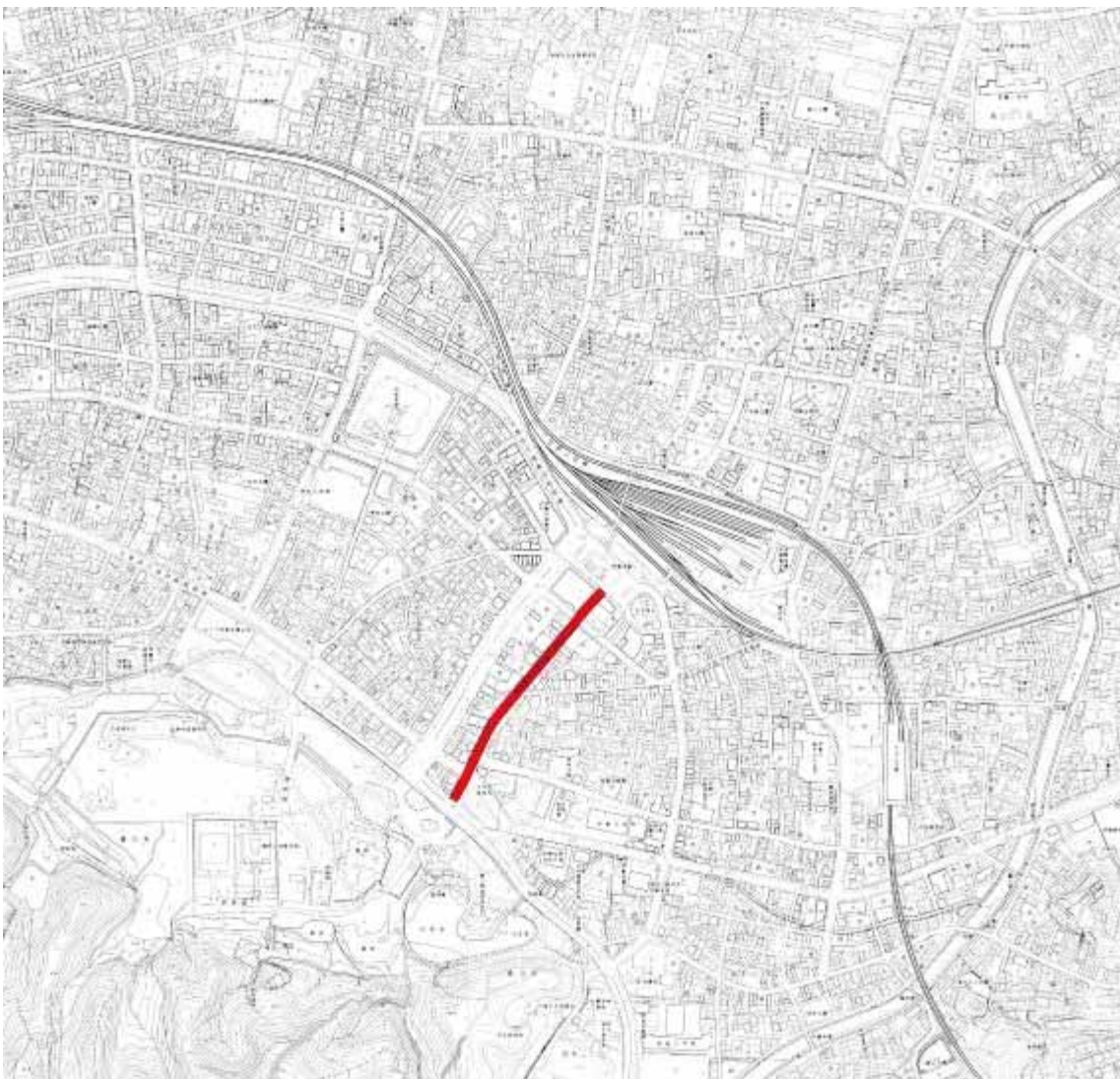
(景観法第8条第2項第4号八(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の設置は、沿道の建築物の利用方法と整合を図り、通りの見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみとの調和に配慮した場合には、この限りではない。

工作物の外観の色相は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度			
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



外宮参道

(11) 河崎本通り

路線名

路線名	区 間
市道外宮二見線	河崎 2 丁目地内 (232 番地先) ～河崎 2 丁目地内 (319-5 番地先)
市道宮後船江線	河崎 2 丁目地内 (319-5 番地先) ～河崎 2 丁目地内 (562 番地先)

整備に関する方針(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ)

河崎本通りは、勢田川の水運を活かして発展した問屋街で、川沿いの石積みの蔵、本通り沿いの商家、建物を演出する世古道など、伊勢の台所として繁栄した当時の面影を感じることができるまちなみが残っています。現在は問屋街としての河崎は衰退してしまい、主に住宅地となっていますが、新しいものと古いものが併存する生活観のある景観を形成しています。

今後の整備においては、地域の主体的な取組を踏まえ、次の事項に留意して、歴史的なまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ることとします。

道路の舗装は、まちなみとの調和に配慮した形態意匠とする。

道路附属施設の色相については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

占用許可の基準(道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準)

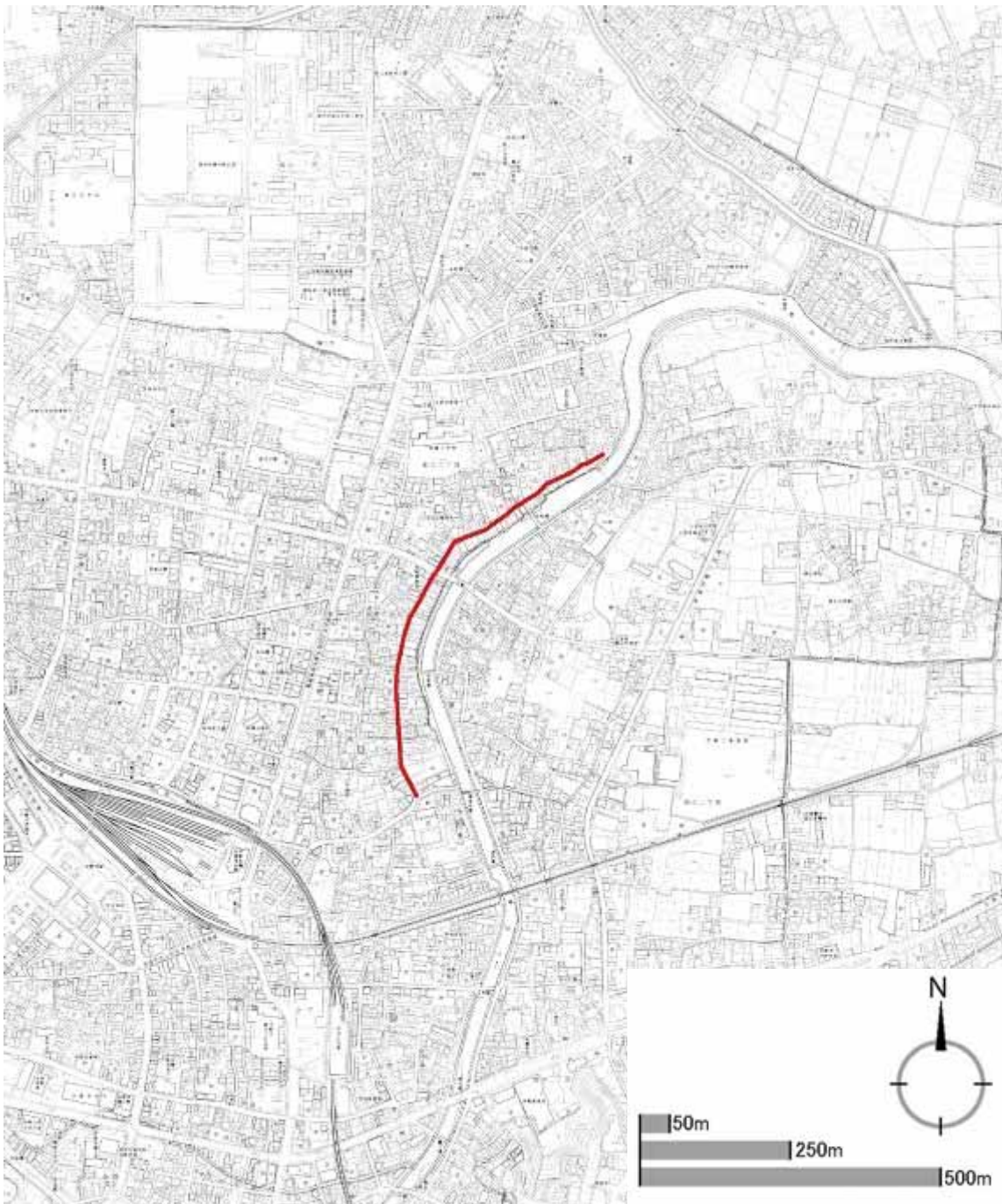
(景観法第 8 条第 2 項第 4 号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の設置は、沿道の建築物の利用方法と整合を図り、通りの見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみとの調和に配慮した場合には、この限りではない。

工作物の外観の色相は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R ~ 5Y	R、5.1Y ~ 10Y	その他
明度			
彩度	6 以下	4 以下	2 以下(無彩色を含む)



河崎本通り

(12) 神路通り

路線名

路線名	区 間
市道神路線	一志町地内(31番地先)～一志町地内(316番地先)

整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号口)

神路通りは、外宮北御門から月夜見宮をつなぐ通りで「神が通る道」という意味から神路通りと呼ばれています。

近年、地元の主体的な取組により、案内板などが設置されており、沿道敷地に植えられているしだれ桜とともに、地域固有の景観を形成しています。

今後の整備においては、地域の主体的な取組を踏まえ、次の事項に留意して、歴史的なまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ることとします。

道路の舗装は、まちなみとの調和に配慮した形態意匠とする。

道路附属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10Y R2.0/1.0)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

歩道及び車道から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

占用許可の基準(道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準)

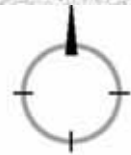
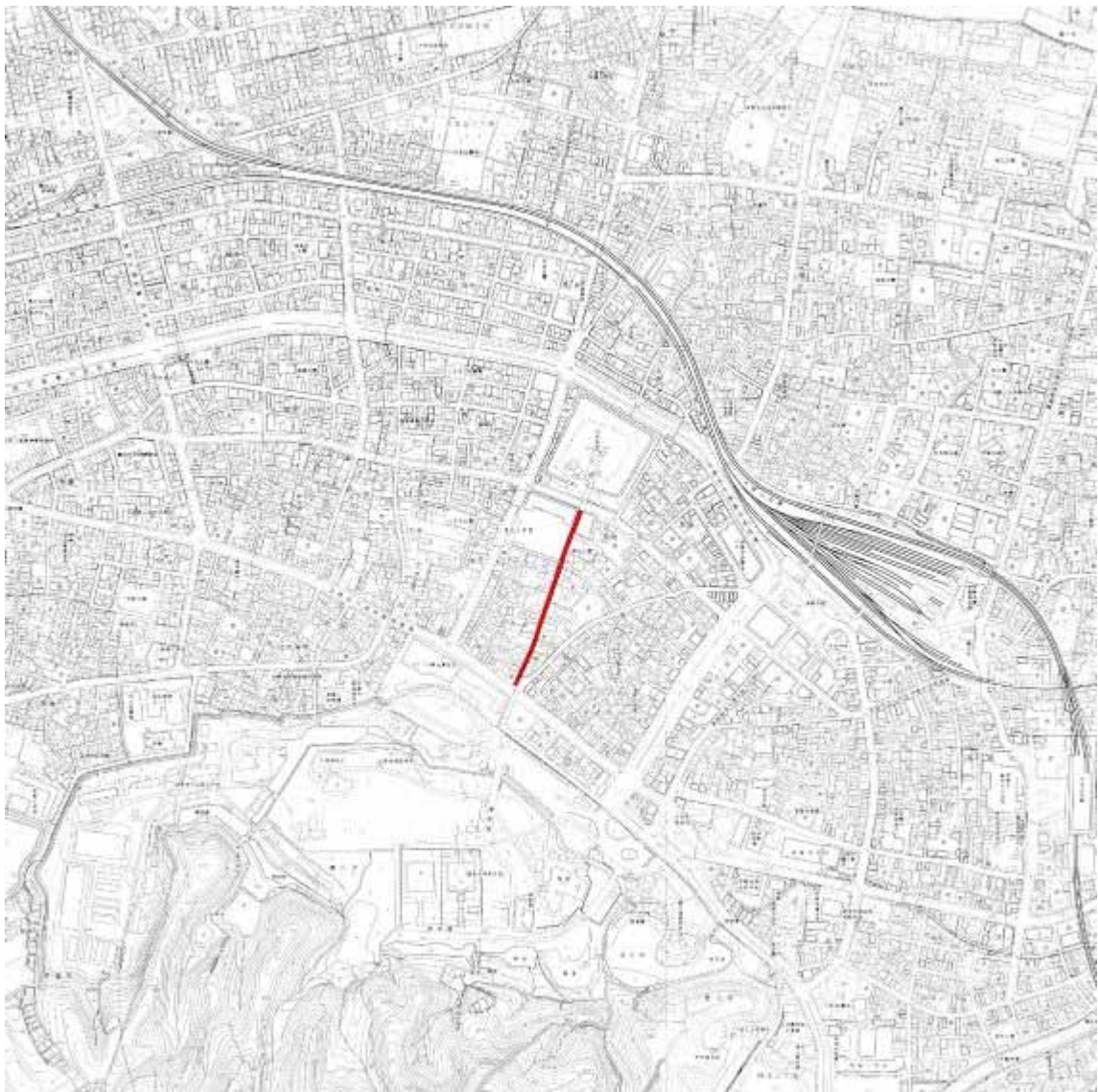
(景観法第8条第2項第4号ハ(1))

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を次のとおりとします。

工作物の設置は、沿道の建築物の利用方法と整合を図り、通りの見通しを妨げる位置その他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、まちなみとの調和に配慮した場合には、この限りではない。

工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度			
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)



神路通り

2 景観重要河川

(1) 五十鈴川

位置

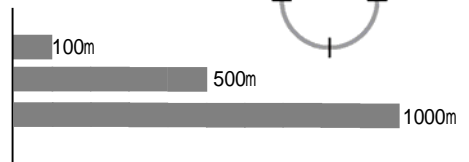
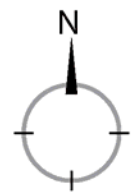
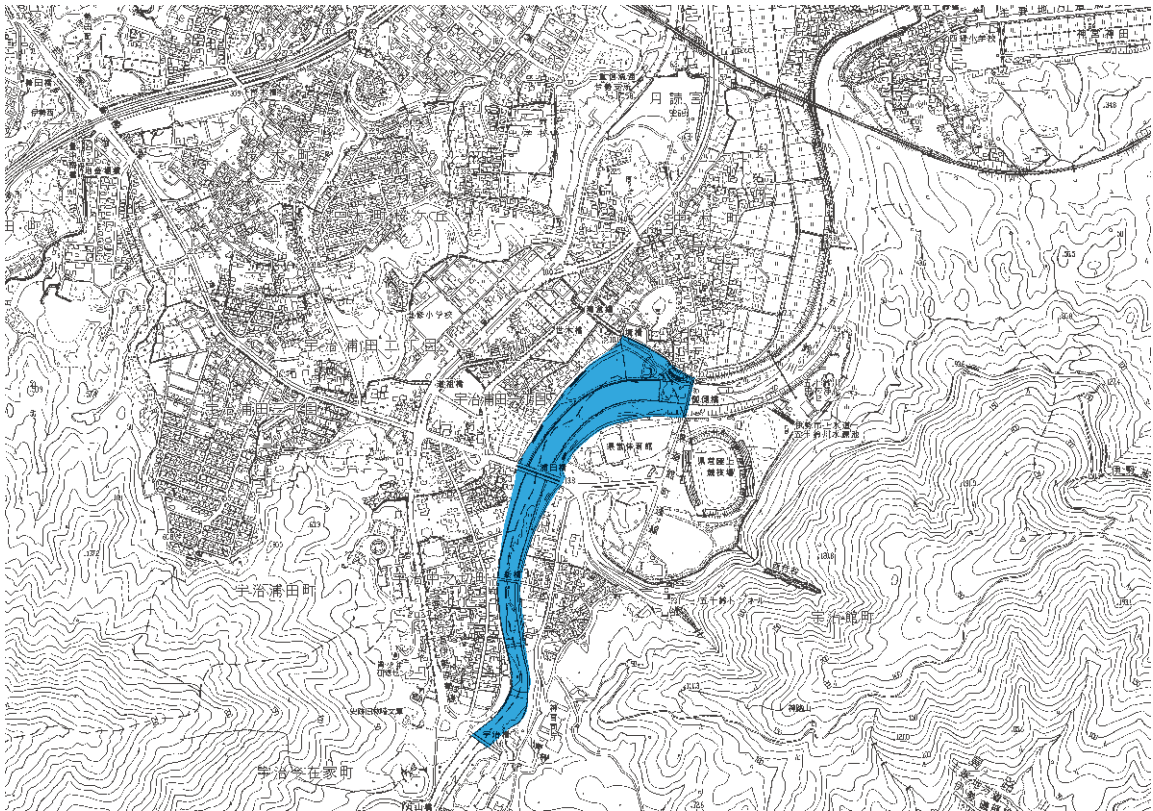
河川名	区 間
五十鈴川	御側橋～宇治橋

整備に関する方針(景観法第8条第2項第4号ロ)

五十鈴川のうち、御側橋から内宮宇治橋に至る区間は、川堤の桜や神宮林を背景として美しい四季の移ろいを感じられる場となっています。また、遷宮行事の一つであるお木曳行事の川曳の舞台となります。

特に浦田橋から宇治橋においては、自然石を用いた護岸整備が行われ、河原には葦などが自生し、内宮おはらい町のまちなみと一体となって良好な景観が形成されています。

今後の整備においては、現状の良好な景観を損なわないよう周辺の自然景観や歴史的なまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ることとします。



五十鈴川